			ang estate		nio.			es, quisti seco	
ザレバ之ヲ他人ニ襄煖シ又ハ縣外ニ移出スルコトヲ得ズ但シ左ノ各號ノ一ニ該當	第一條 本縣内ニ於テ生産シタル桑苗及ハ縣外ヨリ移入シタル桑	鳥取縣桑苗檢查規則	鳥取縣知事	昭和十一年八月十四日	鳥取縣桑苗檢查規則左ノ通定メ昭和十一年九月一日ョリ之ヲ施行	◇鳥取縣令第二十一號	縣	「東京」 昭和十一年八月十	りくなって文第七百五十
ノ各號ノー	苗ハ本令ニ		Ш		ス			十四日	號
スル	依り檢査ヲ		清						定
モノハ此ノ	・受クルニホ		辰]

鳥取縣公報 矢命曜日發行(時へ翌日) 昭和十一年八月十四日島 取縣公報 毎週曜日發行(作日二當ル) 第七 百 五十 一 號二 二 一 鑑終業法施行規則第八十四條但書ニ依ルモノ

(第三種郵便物認可)

限ニ在ラズ

實生苗

= 强制 道府縣 行 檢查 = 依 り ヲ受ケ檢 ・受渡ョ で査證票ノ ス ÷E

添附

7

Æ

 \equiv

認

町

事由 知 = 於 ラ検査 1

要ナ

認

w

Æ

第二條 依ル 検査票ヲ 檢査ヲ受ケ ン 檢 育ヲ ス n 受ケ 桑苗ヲ品 所 種 别 植 採苗法 シ 置 别 左 從ヒ 束裝シ様式第一

--シ 發育 良好 ナ

根廻三・ 五糎 根部

根廻三・ 五糎以 上 テ 根部 發育普通ナ w Æ

根廻二 Лī. 糎以 五糎 シ テ根部 發育 良 ナ

 \mathcal{H}

盖

五糎

未滿

ラ

根部

發育

普通

ナ

八糎以 上 3 五糎未滿 テ 根部 發育良好ナ æ

• 滿 **=**. 根部 發育 普通 チ w

瑱 3/ 上垣 根 結 廻 ナ 目 £: 約 モ Ŧi. 糎 距 十五. デ 本 11 メ 其 7 行 ٧, Ħ. フ ~3 シ 本 但 ラ 3/ 以 特 Ĩ 别 束 1 事 ŀ 由 シ 藁繩 \mathcal{F} iv ŀ ヲ 以 丰 テ ハ 所 定 回

本數 ヲ 東ト ス 7

省 者 樣式第 .= 依 檢查 請求書 ヲ 檢 查豫定期 H 前 Ŧi. H 目 迄 知

四條 提出 ス 檢查 べ シ 根廻及 發育狀

著シク 生理ヲ害 シ タ

各號

æ

之ヲ

不合

格

۲

シ

然ラ

ザ 其

Æ

ヲ

合格

ス

態

=

就

丰

束

小裝每

=

本

數

1

+

以

上

桑苗

=

付之ヲ行

第二條ノ規定ニ 依 w 區分又 束裝不 適當 ナ w Æ

第五條 檢査 合格 シ Æ 左 區 分二 從上 格付 ヲ行 Ŀ 혡 查 票 = 樣式第三號 依

檢查合格證印 ヲ 押 捺 シ 樣式 八第四號 = 封緘證紙ヲ東裝繩 結目 Æ

大甲 第二條第 項第 一號ニ 該當 ス w Æ

大乙 第 項第 一該當 ス Æ

中甲 該當 ス w モ

中乙 DЦ 號 ス jν Æ

小甲 第二條第 、第五號 該當 ス w Æ

小乙 第二條 第 項 (第六號 = 該當 ス ÷٤

檢查證票及封緘證紙 之ヲ ス n

檢查 蠶業取締官 吏員之ヲ 行

取

縣

公

五十

號

昭

和

+

4

ñ

月

+

29

H

第

 \equiv

頹

郵

便

杨

認

Ħ

Ξ

檢查 請求書記載ノ 場所 = 於 テ之ヲ行フ 但 **V** 知事 於テ 必要ト 認ム w ŀ キ 查場

時ヲ指定スル コトア ベシ

第九條 其ノ 理 人 ۷١ 査っ立 會 6 查員 1 示 -フ

前項 1 其ノ檢査ヲ中止ス w 77 ァ n ~S

第十條 檢査ヲ受ケ Þ V ス w = 歪 A キ ハ再檢査ヲ受ク べ

又ハ改裝シ

病虫害ヲ被 IJ 又 夕

第十 一 條 # 檢查濟 ナ 桑苗 付再檢查ラ行 檢査證票ヲ /汚損シ フ = 亡失 jν ~ 3,

項 ・ヲ得ズ

規定ニ依ル檢査 為生ジ タル **33** 付 ラ

價

ノ責

任

本命二依以行 フ檢査ニ 對 シテハ手数料ヲ 徴收 ス 第 規定ニ 依 リ 行フ 檢查二對

前項ノ 手數料 規定 別ニ之ヲ定ム

該富 N 者べ五十周以下 金叉 八科

第十條 第 1.. 條第二項ノ 規定ニ違反シ 老

第十五條 違反シ 不正 タル 本令二依ル ノ手段ヲ以テ檢査 行爲ヲ 為シ 義務者ハ 夕 n 其ノ代理人、 ۲ 受ケ ハ自己ノ指揮ニ出デザ 夕 n 戶主、 家族、 同居者、 iv ノ故ヲ以テ 雇 人其 其ノ處罰 他從業者 ヲ 觅 w = jν シ

ラ

本令

ŀ

ヲ得

第十六條 営業ニ關シ 第十四條ノ 成年者ト 罰 則 同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ就ラハ此ノ限ニ在 ハ 未成 年者又ハ禁治産者ニ在リ テ ハ 其ノ法定代理人ニ ラズ 之ヲ 適用 ス 但 シ 其

本令ニ依リ 知事 二提出 スベ キ書類 所轄蠶業取締所支所ヲ経由ス べ

樣式第一號 取 縣 企 報 0 生產地 品種名 生產者 唱 苗 檢 (移入者) 縣 查 票 郡 村 第 Ħ 柯 長 幅 六糎

郵 (3) 怖 騘 N

Ŧī.

鳥取縣知事宛

樣式第二號

(移入)桑苗

 $\widehat{\mathbf{p}}$

品種名

採苗法別

7;

根廻一本數 束數 也 檢查請求書 H 檢查豫定月 氏 所 Ħ 檢 查 場 所 名 縣 生 郡 產

村

地

計

右

檢

査

請

求

候

月

住

樣式第三號 樣式第四號 封緘證 鳥取縣 封緘證 鳥取縣 肉色 直經 「格」ニハ「大甲」 二・五糎 縱 大苗 Z 甲 「大乙」「中甲」 ヲ表示ス 緣線 美濃和紙 赤線 十五糎 中乙

第七百五十一號 ייוו 和 十一年八月十四日 (第三種郵便

鳥取縣公

報

七

柳

認可)

封緘證 鳥取縣

二線

小苗

◆鳥取縣令第二十二號

鳥取縣桑苗檢査手數料規則左 通定メ 和十一年九月 H 3 リ之ヲ施行

昭和十一年八月十四日

鳥取縣知事

立

田

清

辰

鳥取縣桑苗檢查手數料規則

鳥取縣桑苗檢查規則第十三條ニ依ル手敷料ハ百本又ハ

其ノ端數每二金貳錢ト

前條ノ手數料ハ檢査請求ノ際之ヲ納付ス

旣ニ納付シタル手數料ハ之ヲ還付セ

告

示

◆鳥取縣告示第四百四十八號 公文 畑近江 上光第二 寶木古町 水尻 上光農 奥澤見 通農事質行組合設立ノ 昭和十一年八月十四日 同同同同 同 同 農事實行組合 ん届出ア 同東 詞 同 同 同 鳥取縣知事 事務ノ所 上 資 在地 木 立 町 村 田 昭和 同 同 同 同 設立年月日 淸 十九日 三日 辰

認

町)

九日

九

Ξ 種 郵 便 物

顶 縣

公

報

第七百五十一號

昭 和

十年

八 月十

四日

第

おみまさは、 ちこうな ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	長	東伯郡	◆鳥取縣告示第四百五十號	伊東勇金田龍二同長綱村	米 本 孝 伊 東 勇 同 灘手村	入 江 秀 義 一米 本 孝 同 日下村	石原義 詮山口長利 東伯郡西鄉村	囑託調查員氏名 解囑者氏名 擔當調查區域	鳥取懸知事	昭和十一年八月十四日
	長	伯				日下	郡西鄉	擔當調查區域	取縣知事	
	足 義 信	治村大字泊		長綱同	選手 同	下同	西鄉 村 役	職務執行ノ場所	田 清 辰	

同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同同	同同日同同日和明本
野 高 伯 野 郡 郡 郡 郡 郡 神 宗 川 治 實 村 村	野郡神奈川村同同同同
部 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 市 京 京 河 治 實 河 村 村	郡 神奈川村 オ
神 明 成 神 元 会 奈 川 治 實 川 音 村 村 村	神奈川村本
奈 治 實 川 i 村 村 フ	
司同同同同同同同同	
	=

Continue and other	and the second second second	A				na danes vera			نسينوان	
	市街地建築物法施行網市街地建築物法施行網	* 子	昭和十一年八日	鳥取縣齒科醫師會ハ其	◆鳥取縣吿示第四百五	三 開設期間	二所在地	一名稱		昭和十一年八月十四
鳥取縣知事	十四日即第二十五條三依リ左ノ通十二號	- 西倉吉町十四番地 鳥取縣知事	月十四日	ベノ事務所ヲ左記ノ場所ニ變更	十一號	自七月十五日 至八月三十一	東伯郡泊村大字泊	泊海水浴場	鳥取縣知事	十四日
立	假設建築物建築	<u> </u>		セリ		H H			立	
田田	7件許可セ	Ш							H	
清	y	清							清	
辰		辰							辰	•

建築主ノ住所氏名 光子市錦町 丁目三七番地

米子市錦町一丁目三七番地

建築物ノ

所在地

0

突出セル部分建 築 面 積 三八●一○一平方米

住宅並二附属擁壁

二戶二棟

棟

面

擁壁ノ高サ及延長

延高 長サ 二七・六〇メ 11

F F

IV IV

本建築物、存續期限八都市計畫事業質施迄上

前項ノ存續期限滿了 時ハ都市計畫事業實施者 ノ指定スル 期日内ニ無償ニテ本建築物ヲ

除却スペシ

本建築物ヲ他人へ譲渡シタ ル場合ハ十日以内ニ 一届出ッペ

知事必要アリト認 條項ヲ增減若ハ變更スル ァ jν

◆鳥取縣告示第四百五十三號

鳥取縣公

第七百五十一號

脳

和

+

年 八 月十

Z. H

第

三種郵便物觀可)

位置

同縣同郡同字小沼口

n

觀音寺

41

職

129

左記墓地へ 今回 整理ヲ要スベ + 付有縁者ハ 昭和 一年九月二十日迄ニ管理者宛申出ラ

ベク

日迄ニ申出ナ 牛 モノ ハ管理者ニ於テ適宜處理スベキ 旨照會ア

H

昭和十

鳥取縣知

立.

田

清

辰

= 關係者不明 事由 都市計畫街路築造ノ Æ 八百三十基

位置

岡崎市

就金町六十番

地

善立寺境內

管理者 右善立寺住職

Щ

太

 \coprod

朝

榮

◆鳥取縣告示第四百五十四號

左記墓地 日迄二申出 管理者 昭和 ハ今回整理ヲ要スベ + ·一年八 知縣海部郡 月十四日 ハ管理者ニ 津島町大字津島字藤浪イ キ 於テ適宜處理 二付有緣 島取縣知事 昭 ス ベキ旨照會ア 和 + 割五三番地 年九月二十日迄二 立 夕 田 管理者宛申出ラ 清 w 辰 ~° " 尚期

ノ割五五二 長 谷 川

快

孝

鈴村常吉及鈴村つた

= 緣故者不明ノ墓地

貳基

◆鳥取縣告示第四百五十五號

74

變更ノ理由

小學校々庭擴張

左記墓地ハ今回區畫整理ノ爲廢止 せ ラ w 二付綠故者 图 和十 年八月三十一日迄二管理者宛申出

ベク **尚期日迄ニ由出ナキ** Æ 管理者ニ於ラ適宜處理ス ~3 * 旨照會アリ y

昭和十一年八月十四日

鳥取 縣知事

立

 \mathbb{H}

清

辰

名古屋市中

區口出町二十七番

清安寺住職

谷

長

]1]

眞

褯

名古屋市中區日出町一 〇六ノー

緣故者不明ノ墓碑 二〇三基

昭 和 -į 华八 月 4 PY

H

第

==

頹 郵

便

物

認

可

取

縣公

七百五十一號

Æ.